

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面(15)

平成28年1月13日

静岡地方裁判所沼津支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

はじめに

被告ファンドクリエーションの第5準備書面は、甲第24号証を用いることによって、本件第2事件として位置づけた「不可解な分配金の減額」についての納得のいく説明を目指したものであろう。しかし、裁判官からいみじくもご指摘があったように、① 説明対象期間が恣意的または意図的に選ばれたわずか8ヵ月しかなく、かつ ② 分配原資の大きなバラツキに関する説明がなされていない。このために、第5準備書面は、何を説明したのかさえも判然としないものであった。

被告ファンドクリエーションの訴訟代理人弁護士によると、第5準備書面は中間報告であり、今後充実させていくとのことであった。したがって、原告としては、それを待って反論などを行う所存である。

ただし、現段階で原告が述べておきたい重要事項が2点ほどある。なぜなら、原告の指摘する重要事項を同被告が理解しないままであるとすれば、同被告が今後充実させるという書面が意味のないものになる恐れがあるからである。すなわち、原告が重要だとする指摘事項とは、① “分配原資” の算出の際に前提とした収益源物件の棟数に莫大な誤りがある

点（本書面の第1に詳述）、および② 甲第24号証「レジット・ファンドの分配原資の分析」の“分配原資”の定義が曖昧なままである点（本書面の第2に詳述）である。

ところで、被告藍澤証券は、本件事件に関する重要な情報を保有している（本書面の第3に詳述）。したがって、同被告の訴訟代理人弁護士は、静観を決め込むのではなく、本件裁判の進展に貢献することを原告は強く求める。原告の準備書面（12）、および（13）、（14）などへの反論について、同被告が困難だと捉えて躊躇するのは、原告の手間が省けるので歓迎だが、もしも本裁判を軽視するようであれば大問題である。

第1 収益源物件という資産の棟数について

1 激減した収益源物件の棟数に関する説明の欠落

第5準備書面の第2（2頁以降）では、収益源物件が18棟または17棟であることを前提にして、2011年3月から同年10月までの8ヵ月間の分配原資について述べている。このように収益源物件がレジットの総販売口数の減少分に見合わずに異常に激減した不当な状況を前提にすれば、分配原資が少なくなることは当然のことである。

問題は、なぜ収益源物件が異常に激減したのかという点にある。これについて第5準備書面では一切触れていない。したがって、なぜ分配原資が減少したのかに関する肝腎の説明を欠いている。

いわば、第5準備書面は「ない袖は振れない」という論理で分配金の減少を説明しようとしたものであろう。しかし、肝腎の袖がどれだけあるべきなのか、袖を隠していることはないのか、など袖の有無および適正な長さに関する説明がなされていない。もしも隠した袖を表に出したとすれば、振ることができるのである。

2 収益源物件はレジットの総販売口数に見合うように増減する

原告の準備書面(13)の第3の「2 どんな場合に収益源物件がどれだけ増減するのか」(15頁、16頁)において、レジットの収益源物件の量は、レジットの総販売口数(総口数)の変化にほぼ比例するように増減させるのが正当な運用であることを丁寧に述べた。

この正当な運用に従えば、2008年末の事件発生時に50棟あった収益源物件は、2011年3月の時点で42～43棟ほど残ってはいなくてはならない。なぜなら、事件発生当時350万口ほどあった総販売口数が、2011年3月には300万口ほどに14%ほど減ったという変化があっただけだからである(甲第10号証を参照)。したがって、50棟の収益源物件の14%減の42～43棟ほどが残っているはずなのに、被告ファンドクリエーションは収益源物件が18棟であると主張している。原告の計算値との差はあまりにも莫大であり、2年数ヵ月の間に、収益源物件の約3分の2が消えて、3分の1近くになるまでに激減させられたことになる。同被告には、この収益源物件の異常な激減に関する納得のいく説明が求められる。

3 収益源物件の異常な激減が物語る本件事件の全容

原告の準備書面(13)の第3(14頁ないし25頁)において、被告ファンドクリエーションら運用者側の不当な運用によって、レジットの買戻請求に対応するための収益源物件の売却の際に、必要以上の棟数が売却されたことを明らかにした。そして、この必要以上の収益源物件の売却によって、誰が得をして、誰が損をするのか詳しく分析するとともに、収益源物件という“**資産の消失**”の実態とその仕掛けを明らかにした。準備書面(13)の第3を参照されたい。

本件事件関するこれらの解明によって、原告のように買戻請求をしなかった投資家も、買戻請求をした投資家と同様に金員が動くような損害を被ったことが明確になった。しかるに、被告ファンドクリエー

ションは、資産の消失のために生じたという肝腎の原因に言及せず、その結果生じた分配原資の減少という現象だけに焦点を絞った説明をしているのである。つまり、本件事件の全容から目をそらし、その一部分の現象を強調することによって、同被告が一生懸命に原告の目をくらませようと画策している滑稽な姿があらわになった。

いわば、同被告は「ない袖は振れない」などと述べて原告への分配金を減らしたことが正当だと主張している。しかし、正しくは、同被告が収益源物件という“袖”を不当に消失させたので、分配原資が減少して“袖を振れなくなった”のが実態である。

第2 分配原資の意味するところは

1 甲第24号証の項目説明の前に“分配原資”の定義を述べよ

被告ファンドクリエーションの第5準備書面の「第1 甲第24号証の項目の説明」(1頁、2頁)では、甲第24号証の中に現れる各項目、すなわち簿記の勘定科目に相当するような項目に関する説明がなされている。原告は、これについても述べたいことがあるが、それは後回しにして、重要事項を指摘しておく。重要事項とは、甲第24号証「レジット・ファンドの分配原資の分析」という表題中の“分配原資”の定義が曖昧なままである点である。しかも、困ったことに、その用語は、原告など一般に考える分配原資とは異なるものを指すようなので、同被告にはこの定義を明らかにすることが求められる。

本来であれば、同被告の第5準備書面において、まず“分配原資”の定義を明確にした上で、その“分配原資”を構成する各項目の説明をすべきであるが、同書面はそうした順当な説明になっていない。

2 目論見書に従った“分配原資”の定義など

被告ファンドクリエーションの第4準備書面の第1の3(4頁、5

頁)には、交付目論見書(甲2の1)の30頁の「(4) 分配方針」を参照した記述「純収益の中から、・・・キャピタルゲイン・・・から、分配金の支払いを決定する・・・」がある。すなわち、以前の第4準備書面では、インカムゲインとキャピタルゲインを合計したトータルゲインが“分配原資”だと同被告は主張していたと考えられる。

あるいは、甲第24号証を見ると、キャピタルゲインに相当する項目が見当たらないので、インカムゲインが“分配原資”だと定義しているのかもしれない。なお、甲第24号証の中の項目「減価償却分評価益」は、同被告の説明(第5準備書面の第1の2)にも、原告の準備書面(8)の23頁にも記載してあるように、キャピタルゲイン・ロスがないとした場合の勘定に補正するための項目であり、キャピタルゲイン・ロスを排除するものである。

“分配原資”の定義としては、トータルゲインを採用しても、インカムゲインを採用しても、それぞれに説明が付くので、原告はどちらでも構わないと考える。ただし、いずれにしてもこの定義を明確にすることが必要だということを強く主張したい。なぜなら、定義が曖昧のままでは、議論が踊ることになってしまうからである。

3 分配金45円時代の“分配原資”を検証する甲第35号証

原告は、分配金45円時代、すなわち平成17年(2005年)5月から平成20年(2008年)10月の各月の“分配原資”について分析した。この結果を甲第35号証「**甲第24号証の“分配原資”の分析**」に示す。

驚くことに、甲第24号証の“分配原資”は、各月のトータルゲインでもないし、インカムゲインでもない。一体、甲第24号証の“分配原資”は、何を示したものであろうか。被告ファンドクリエーションは、その定義を明確にされたい。

既に原告は、準備書面(8)の第4(19頁ないし28頁)に、甲第24号証のデータが不完全であることを指摘した。そのことを分かりやすい形で示したといえる“甲第35号証”を眺めると、甲第24号証の“分配原資”の意味が不明確であることが改めてつくづく実感できる。

ここで、甲第35号証の**基準価額**および**分配金**は、各月のマンスリーレポートに掲載されたレジットの毎月の決算データに相当するような重要なデータである。もしもこれらに誤りまたは虚偽があれば、不適切会計問題で揺れる東芝と同様の、またはそれ以上の大事件であり、粉飾決算または開示書類の虚偽記載などということに発展しかねない。

ただし、本件裁判において原告は、分配金45円時代のこれらのデータは正しいとみなして、その後の早期売却を前提とする評価額の適用および分配金の不当な減額に係る損害賠償請求をしている。なお、早期売却を前提とする評価額の不当性については、準備書面(13)の第2(6頁ないし14頁)に詳細説明を、「売却価格の乖離問題」(8頁から)を含む**新発見の事実**を明らかにした上で記載した。そして、分配金の不当な減額については、準備書面(13)の第3(14頁ないし25頁)に資産消失の手口を含めて詳細に記載した。

分配金込み純資産価額は、準備書面(11)の第2の1(4頁ないし6頁)に詳しく説明した指標である。これは、レジットの毎月の分配金の累積値と基準価額を合計した“銀行預金の元利合計”に相当するものである。ちなみに、基準価額と分配金が相互に融通可能なことを利用して、被告らが詭弁テクニックを使おうとしても、この指標はそうした小細工がし難い。

第3 被告藍澤証券が保有する重要な情報

1 甲第24号証と被告藍澤証券との関係

分配金45円時代について分析した甲第35号証によると、甲第24号証の“分配原資”は意味不明なものであり、基準価額および分配金との整合のとれないものであることが分かる。したがって、分配金30円時代の“分配原資”についても、その意味が不明確のままであることと考えられる。

ところで、平成27年10月23日の裁判期日における被告藍澤証券の訴訟代理人弁護士の発言によると、被告藍澤証券は甲第24号証の作成に関与していないとのことであった。原告は、これは事実だと考える。なぜなら、被告藍澤証券は、甲第24号証に類似する分配原資に関するデータ、すなわち甲第29号証に示したようなデータを保有していて、以前から原告に口頭でまたは手書きで示してきたからである。したがって、被告藍澤証券としては、甲第24号証のような意味不明のデータを原告に提示する必要はなく、甲第29号証に示したようなデータを提示すればよいだけだからである。

2 被告藍澤証券が保有する甲第29号証に示したようなデータ

甲第24号証の“分配原資”に関するデータは、何らかの被告ファンドクリエーションの意図の表れか、またはデータの収集が不完全なためか、基準価額および分配金との整合がとれない。準備書面(8)の第4の3(22頁、23頁)および第4の5(24頁、25頁)に示したように、甲第24号証の“分配原資”を構成する4つの項目(不動産賃貸等による収益、減価償却分評価益、ファンド経費、その他)では、不足があり、基準価額および分配金との整合がとれないことになるようにも見受けられる。

他方、被告藍澤証券の三島支店の支店長が原告に示した分配原資に

関するデータ（甲第29号証に示したようなデータ）は、基準価額および分配金を構成する要素に関する詳細データであり、当然のことであるが、基準価額および分配金との整合のとれるものであった。

甲第29号証に示したようなデータについて、分配金45円時代のデータを原告は見ていない。しかし、その後の時代のデータについては、被告藍澤証券の三島支店の支店長が口頭でまたは手書きでデータを原告に示したので、こうしたデータを同被告が保有していることは確実である。

3 二重帳簿のような2種類のデータ

“分配原資”についての2種類のデータ、すなわち被告ファンドクリエーションの甲第24号証のデータ、および被告藍澤証券が保有する甲第29号証に示したようなデータが存在するということは、不思議なことである。

原告が考えるところによると、レジットに二重帳簿があって、投資家に分配金の減少の理由を説得する際に用いるデータが甲第24号証であり、基準価額および分配金を構成する内訳の詳細項目を説明するデータが甲第29号証であるということになる。

もしも、これらのデータが本質的に一致するものであれば、問題はない。単に、データの目的や表現方法が異なるだけだと捉えることができよう。しかし、これらのデータが一致しないようなので、あるいはこれらのデータの対応関係が不明確で正当な対応付けができないようなので、正に二重帳簿だということになる。

4 重要な情報を保有する被告藍澤証券は本裁判に貢献されたい

原告の準備書面(14)の第1の1(2頁ないし6頁)に述べたように、被告藍澤証券は単なる販売会社ではなく、運用会社を補佐する役割も担う会社であり、レジットの「運用報告書」の発行元にも名を連

ねる。したがって、その立場からして、レジットに関する重要な情報を保有しており、その一つが甲第29号証に示したような分配原資に関するデータである。

もしも、被告藍澤証券がレジット事件実施計画の首謀者でなければ、あるいはどうしても隠し立てすることが必須でなければ、同被告のもつ分配原資に関するデータを裁判の場に提示して、裁判の進展に貢献することを原告は求めたい。そうでないと、被告ファンドクリエーションが実施中の数字あわせは、いつ果てるとも知れないことになりそうである。

- 5 こうして、“分配原資”の定義に係る数字あわせはひとまず終えて、収益源物件の棟数に関する問題を論じることにした。ここで残念なことであるが、被告藍澤証券の保有するデータも、収益源物件の棟数に莫大な誤りがある点は、被告ファンドクリエーションのデータの場合と同様である。したがって、収益源物件の“資産の消失”問題に関しては、被告らの内輪の対決ではなく、被告らと原告との間の重要な争点になることだろう。すなわち、原告の準備書面(13)の第3(14頁ないし25頁)で解明した被告らの悪事を論じることにしたと原告は考える次第である。

以上